

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案及び
平成七年運輸省告示第四十号を改正する告示案について

1. 改正の必要性

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）により、公道を走行する自動車は検査・登録を受け、自動車登録番号標・検査標章を表示し、自動車検査証を備え付けなければ運行の用に供してはならないこととされている。一方、これらの運行要件の全部または一部を満たしていない自動車であっても、臨時運行許可制度、回送運行許可制度の活用により、公道の走行が一部認められているところである。

今般、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和 3 年 7 月 6 日閣議決定）において、回送運行において一定の要件を満たした場合に自動車の後面への回送運行許可番号標の表示の省略を認めることとする特例制度について、全国展開することが決定された。

また、近年、地域活性化等に資する活動の一環として、特殊な自動車を使用したイベントの開催へのニーズが高まっており、そこで使用される特殊な自動車の車両の形状を鑑み、臨時運行許可番号標の表示について所要の改正を行う必要がある。

これらを踏まえ、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「規則」という。）及び国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 30 年国土交通省令第 76 号。以下「構造改革特区省令」という。）等について、所要の改正等を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）規則の一部改正

①回送運行許可制度関係

回送運行許可番号標の表示については、規則第 26 条の 5 において準用する同規則第 24 条において準用する同規則第 8 条の 2 第 1 項の規定により、自動車の前面及び後面に表示する必要があるところ、安全に影響を及ぼすおそれが少ないものとして地方運輸局長が認める場合に、前面のみとすることを可能とする。

②臨時運行許可制度関係

規則第 24 条で準用する同規則第 8 条の 2 第 1 項ただし書きで規定する前面の臨時運行許可番号標の表示の省略が可能な車種について、一定の条件の下で省略が可能な車種を追加する。

（2）構造改革特区省令の廃止

構造改革特区省令は、（1）①により同様の措置が全国一律で行うことができることとなるため、廃止することとする。

（3）その他

上記のほか、必要な経過措置の整備その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和 4 年 2 月中旬

施行 令和 4 年 2 月中旬